

報告第5号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の  
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成28年5月17日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の  
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- 1 件名及び契約名 平成28年第1回杉並区議会定例会において議案第23号により議決を得た「仮称下高井戸公園第一期整備工事その2」
- 2 金額の変更 議決を得た契約金額 金502,200,000円  
変更後の契約金額 金503,972,280円  
契約金額の増額 金1,772,280円
- 3 変更理由 平成28年度公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置により、契約金額の変更を行ったため。
- 4 専決処分年月日 平成28年4月27日